



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

| | | |
|---------|------|-----------------------|
| 近畿地方整備局 | 配布日時 | 平成31年 1月25日 14時00分 |
| 資料配布 | | |

| | |
|----|--|
| 件名 | 近畿地方所有者不明土地連携協議会の設立について ～関係者が一体となり所有者不明土地対策に取り組む市町村を支援します～ |
|----|--|

| | |
|----|---|
| 概要 | <p>「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号）の円滑な施行を目的に、国土交通省（地方整備局）、法務省（法務局）、府県、政令指定都市、関係士業団体等が連携し協議会を設置します。</p> <p>本協議会では、所有者不明土地問題に対応するため、土地所有者の探索方法等のノウハウの提供、先進事例の情報共有、有識者の知見の活用方策の検討等を図ることにより、所有者不明土地対策に取り組む市町村を支援していきます。</p> <ul style="list-style-type: none">●日時：平成31年2月1日（金）13:30～15:00●場所：大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 第1別館 2階 大会議室●内容：近畿地方所有者不明土地連携協議会の設立について●その他：一般の方も傍聴可能です。 <p>傍聴を希望される方は、1月31日（木）12:00までに、電子メールにてお申し込みください。</p> <p>また、報道機関の方については、カメラ撮りは総会の冒頭（協議会設立手続きに入るまで）までとさせていただきます。</p> |
|----|---|

| | |
|-----|-------|
| 取扱い | _____ |
|-----|-------|

| | |
|------|-----------------------|
| 配布場所 | 近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ |
|------|-----------------------|

| | |
|------|--|
| 問合せ先 | 国土交通省 近畿地方整備局 用地部 用地企画課 課長 綿貫 隆彦（内線：4751） 建設専門官 西岡 宏之（内線：4752） 電話 06-6942-1141（代） 06-6942-1147（夜間直通） |
|------|--|

平成31年1月25日
近畿地方整備局用地部

近畿地方所有者不明土地連携協議会の設立について

～関係者が一体となり所有者不明土地対策に取り組む市町村を支援します～

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号）の円滑な施行を図るため、国土交通省（地方整備局）、法務省（法務局）、府県、政令指定都市、関係士業団体等が連携し協議会を設置します。

協議会では、所有者不明土地問題に対応するため、土地所有者の探索方法等のノウハウの提供、先進事例の情報共有、有識者の知見の活用方策の検討等を図ることにより、所有者不明土地対策に取り組む市町村を支援していきます。

1. 近畿地方所有者不明土地連携協議会設立総会

日 時：平成31年2月1日（金）13：30～15：00

場 所：大阪市中央区大手前1-5-44

大阪合同庁舎1号館 第1別館 2階 大会議室

出席者：国土交通省大臣官房参事官（土地政策）、
国土交通省近畿地方整備局長、法務省大阪法務局長、
近畿地方整備局管内にある7府県及び4政令指定都市、
近畿地方整備局管内にある関係士業団体等（行政書士、司法書士、土地家
屋調査士、不動産鑑定士、弁護士、補償コンサルタント）

2. 傍聴等

- ・傍聴を希望される方は、1月31日（木）12：00までに、電子メールにてお申込みください。
- ・座席数には限りがありますのであらかじめ御了承ください。また、カメラ撮りは、総会の冒頭（協議会設立手続きに入るまで）までとさせていただきます。

<お申込み方法>

件名を「近畿地方所有者不明土地連携協議会設立総会傍聴希望」とし、本文に氏名、電話番号、電子メールアドレスを御記載の上、kkf-eyouchi@mlit.go.jp までお送りください。※報道機関の方は、社名、カメラ撮りの有無についても御記載ください。

※ 協議会設立の背景

- ・所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業用地の取得等において、所有者の探索に多大なコストを要するなど、円滑な事業実施の支障となっています。
- ・このため、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法を制定し、所有者探索の合理化や、地域住民等の福祉又は利便の増進を図る事業のため所有者不明土地を使用できる制度（地域福利増進事業）の創設、土地収用手続の合理化等を行いました。
- ・「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（平成30年6月1日所有者不明土地等対策のための関係閣僚会議決定）を踏まえ、全国の10地区で協議会を設置します。

<お問い合わせ先>

国土交通省近畿地方整備局用地部用地企画課 綿貫、西岡

TEL：06-6942-1141（内線 4751）FAX：06-6947-7240

近畿地方所有者不明土地連携協議会 設立総会

日 時：平成 31 年 2 月 1 日（金）13:30～15:00

場 所：大阪合同庁舎 1 号館第一別館 2 階大会議室

次 第（案）

進行：近畿地方整備局用地部長

1. 開 会

国土交通省近畿地方整備局長あいさつ

法務省大阪法務局長あいさつ

国土交通省土地・建設産業局あいさつ

2. 協議会設立手続き

（1）設立趣旨及び規約説明

3. 情報交換

（1）構成員からの情報提供

大阪法務局、近畿地方整備局

地方公共団体（大阪府、滋賀県、奈良県、神戸市等）

協力団体（日本行政書士会連合会近畿地方協議会、近畿司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会、近畿不動産鑑定士協会連合会、近畿弁護士会連合会、（一社）日本補償コンサルタント協会近畿支部）

（2）国の最近の取組み

「国土交通省における最近の取組みについて」

国土交通省土地・建設産業局

4. 閉 会



所在地

〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 第1別館 2階 大会議室

各駅からの所要時間

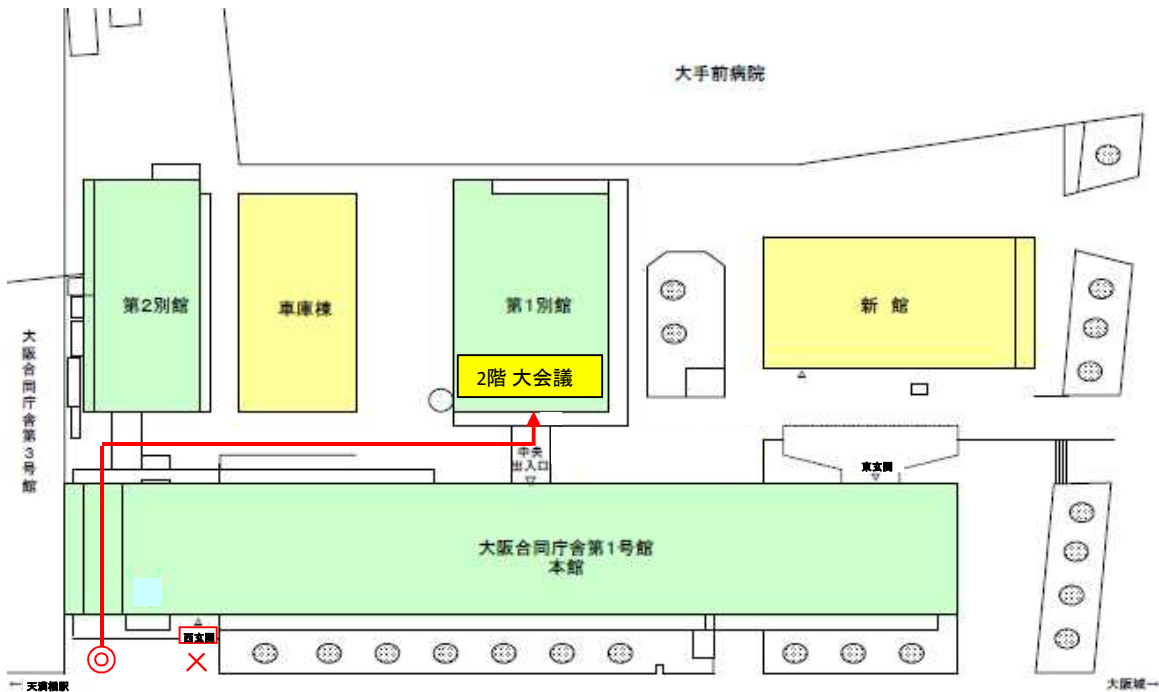
大阪メトロ谷町線「天満橋」駅3番出口から徒歩2分

京阪電車「天満橋」駅東口から徒歩5分

連絡先

近畿地方整備局 用地部用地企画課 綿貫・西岡

06-6942-1141(代)



※西側玄関から入らず隣の通路を利用し、直接会場へお越し下さい。
第一号館・本館のセキュリティーカウンター通過は不要です(混雑回避のため)。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

(平成30年6月6日成立、6月13日公布、平成30年法律第49号)

背景・必要性

○ 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、**所有者不明土地(※)**が全国的に増加している。

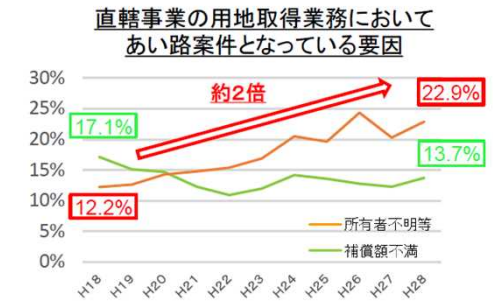
(※)不動産登記簿等の公簿情報等により調査してもなお所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地

○ 今後、相続機会が増加する中で、**所有者不明土地も増加の一途をたどることが見込まれる。**

○ **公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっている。**

平成28年度地籍調査における所有者不明土地

- ・不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合(所: 約 **20%** 所有者不明土地の外縁)
- ・探索の結果、最終的に所有者の所在が不明な土地(最狭義の所: **0.41%** 所有者不明土地)



経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)

・所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の实情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、…公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、…等について、…必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。

法律の概要

1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み 【公布後1年以内施行:平成31年6月1日施行】

反対する権利者がおらず、建築物(簡易な構造で小規模なものを除く。)がなく現に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを構築。

① 公共事業における収用手続きの合理化・円滑化(所有権の取得)

- 国、都道府県知事が事業認定(※)した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定(審理手続を省略、権利取得裁決・明渡裁決を一本化) (※)マニュアル作成等により、認定を円滑化

② 地域福利増進事業の創設(利用権の設定)

- 都道府県知事が公益性等を確認、一定期間の公告
- 市区町村長の意見を聴いた上で、都道府県知事が利用権(上限10年間)を設定(所有者が現れ明渡しを求めた場合は期間終了後に原状回復、異議がない場合は延長可能)

地域福利増進事業のイメージ



2. 所有者の探索を合理化する仕組み 【公布後6月以内施行:平成30年11月15日施行】

所有者の探索において、原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査することとするなど(※) 合理化を実施。(※)照会の範囲は親族等に限定

① 土地等権利者関連情報の利用及び提供

- 土地の所有者の探索のために必要な公的情報(固定資産課税台帳、地籍調査票等)について、行政機関が利用できる制度を創設

② 長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例

- 長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設

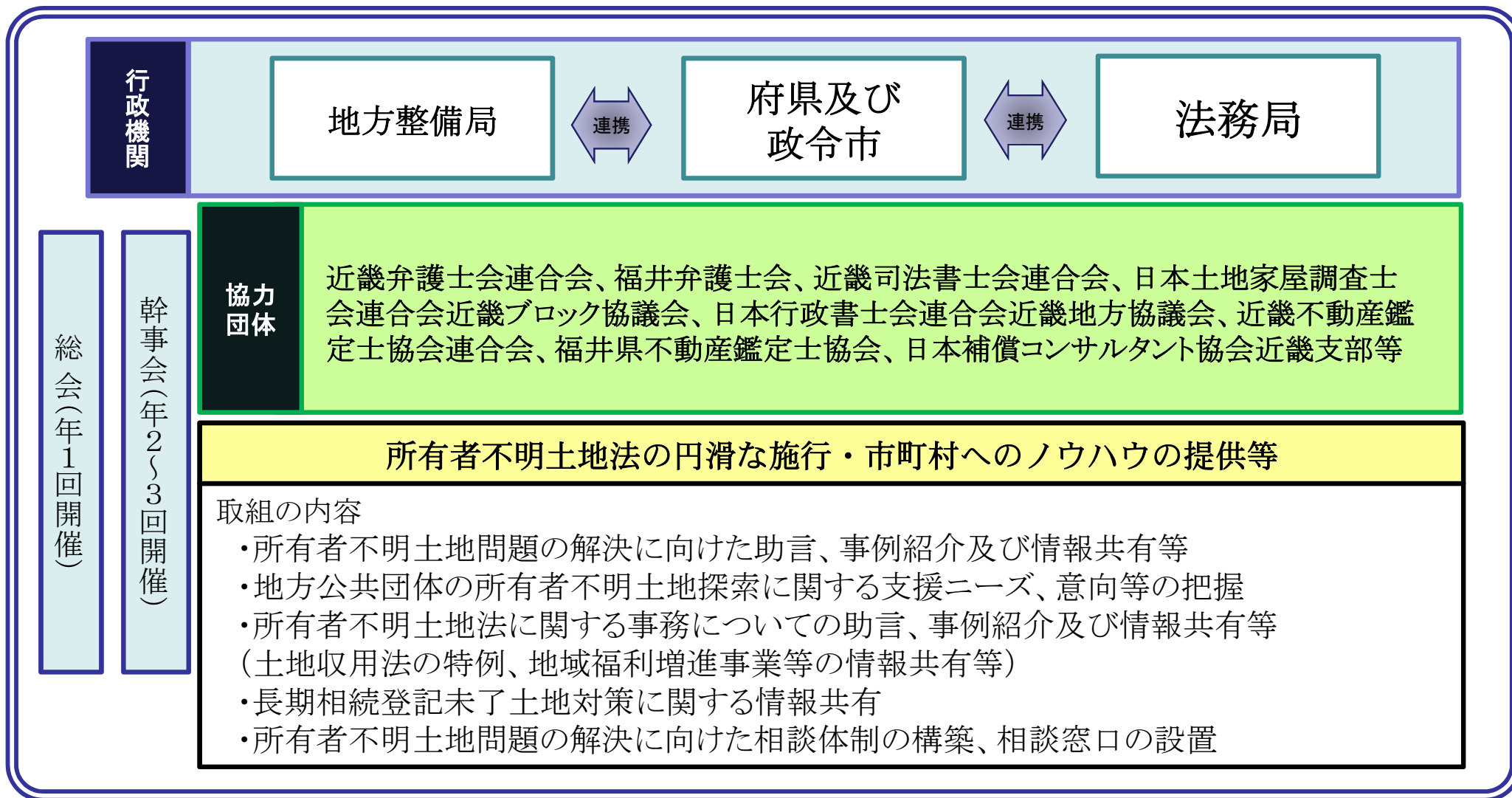
3. 所有者不明土地を適切に管理する仕組み 【公布後6月以内施行:平成30年11月15日施行】

財産管理制度に係る民法の特例

- 所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設(※民法は、利害関係人又は検察官にのみ財産管理人の選任請求を認めている)

【目標・効果】 ○ 所有者不明土地の収用手続きに要する期間(収用手続きへの移行から取得まで): 約1/3短縮(約31→21ヵ月)

○ 地域福利増進事業における利用権の設定数: 施行後10年間で累計100件



市 町 村